## １．特別徴収事務説明会　質疑内容（宿泊税）

| 番号 | 内容 | ご質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | 使途について | 宿泊税について，来年４月以降の収入と支出の計画をお示しいただければと思います。 | ○収入について<br>直近３年間の宿泊客数から，課税免除分を差し引いて8,500万円程度と見込んでおります。<br>○支出について<br>宿泊税の使途については，市が全てを決めるというものではなく，宿泊事業者の中で専門部会を立ち上げ，その中で実施する事業を決めていくこととしています。 |
| 2 | 使途について | 宿泊税は，一般財源に含まれないということで良いか。法定外としての取扱いということで良いか。 | 法定外目的税なので，観光振興のみに使うということになり，新規事業や，今ある事業を積み増しする事業などへの充当となります。 |
| 3 | 使途について | 宿泊税の使途の計画に対して実績が１年後に出た場合，その公開の仕方について，どのようにされるか。 | 次年度当初予算を議会に提案する際に使途についての説明をさせていただき，実績については，翌年度に，市ホームページで公開します。 |
| 4 | 課税免除について | 小学生以下の判断はどのようにしたらよいか。 | マイナンバーカードなど，本人及び年齢が確認できるものなどにより対応をお願いします。 |
| 5 | 事務交付金について | 事業者への交付金について，指宿市が交付額を３％とした理由について教えてください。 | 全国の先行導入自治体の状況でを参考とし，検討委員会で検討を行った結果，2.5%に導入から３年間は0.5%を加算した３％としたところです。 |
| 6 | 事務交付金について | 宿泊税の書類等の保存期間について，入湯税と同様の期間で大丈夫ですか。 | 帳簿の保存期間については，帳簿は５年間，書類は２年間，保存してください。 |
| 7 | 徴収事務について | 宿泊税については，ＯＴＡで事前決済しているお客様に対して，ホテルのフロントでもう一度もらわないといけないという部分についてトラブルになってると聞いており，また，インバウンドについては，宿泊税を知らないお客様も多いので，取れない場合が出る可能性があるが，どのように対応したらよいか。 | ＯＴＡなどで宿泊料金と宿泊税を，別途，精算される場合もあるかと思いますが，宿泊税も併せて事前に徴収していただく方法もございますので，ご検討いただければと思っております。<br>また，インバウンドの宿泊客へは，４か国語対応のリーフレット等を作成しておりますので，そちらも利用して対応していただければと思います。 |

## ２．特別徴収事務説明会　質疑内容（入湯税）

| 番号 | 内容 | ご質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | | プロのスポーツ合宿について150円徴収していたが，20円で良かったということか。 | 20円の税率は，「教員の引率のもとに学校教育上の見地から行われる修学旅行等」の場合ですので，プロのスポーツ合宿等については150円の税率で間違いありません。 |
| 2 | | 入湯税の手引きには，スポーツ合宿の対象について明記されていないが。 | 記載が不十分な部分があったと思うので，手引きの内容の見直しを行いたいと思います。 |
| 3 | | 課税免除の利用料金1,000円以下の部分について，変更はないのか。 | 利用料金が1,000円以下である施設の入湯については，引き続き課税免除となります。 |
| 4 | | 宿泊料金は素泊り料金という解釈でよいのか。 | 入湯税はこれまで一泊二食の料金で判定していましたが，宿泊税と同様に，令和９年４月１日以降は素泊り料金での判断となります。 |
| 5 | | 宿泊税と入湯税に係る申告書等について，一つでまとめて提出するなどできないのか。 | 申告書につきましては，宿泊税と入湯税について，別々の申告書で提出をお願いします。 |
| 6 | | 入湯税については，現在，市から申告書の冊子が配布されているが，宿泊税はそのような冊子は作らず，市ホームページにあるものを使って申告するということか。 | 入湯税及び宿泊税の申告書等の様式については，市ホームページに掲載してある様式をご利用ください。紙媒体の様式を希望される場合は，お手数ですが，税務課へご連絡ください。 |